

子ども家庭総合支援センターの状況について

1 子ども家庭総合支援センターの相談受付状況

(1) 内容別相談受付件数

(単位:件/令和5年度速報値)

		支援課	援助課	合計
養護相談	児童虐待相談	117(348)	1,103(992)	1,220(1,340)
	内訳	身体的虐待	24(75)	236(240)
		性的虐待	1(2)	6(7)
		ネグレクト	59(94)	132(146)
		心理的虐待	33(177)	729(599)
	その他の相談(虐待相談を除く)	1,053(744)	435(172)	1,488(916)
保健相談		3(2)	0(0)	3(2)
障がい関係相談		23(39)	★ ¹ 264(328)	287(367)
非行相談		12(8)	122(64)	134(72)
育成相談		361(344)	52(45)	413(389)
その他の相談		276(194)	88(93)	367(287)
合 計		1,845(1,677)	2,064(1,694)	3,909(3,371)

※養護相談(その他の相談(虐待相談を除く)):親の入院等による養育困難等、家庭環境に関する相談

育成相談:育児やしつけ、性格行動といった子どもの育成に関する相談

※ ()内は、令和4年度の子ども家庭総合支援センターでの受付状況

※ ★1愛の手帳の判定による相談が大半を占める

(2) 年齢別受付件数

(単位:件/令和5年度速報値)

合計	乳幼児 (0～1 歳)	学齢前 (2～5 歳)	小学生 (6～11 歳)	中学生 (12～14 歳)	高校生ほか (15 歳以上)
3,909	508	974	1,351	634	442

2 児童虐待相談対応件数(児童相談所機能)

児童虐待相談対応件数とは、援助課で受け付けた児童虐待に関する相談について、令和5年度中に対応した件数(国は、この児童虐待相談対応件数を毎年公表している)。

(1) 内容別対応件数

(単位:件/令和5年度速報値)

合計	虐待の種類			
	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト
1,149	251	6	736	156

(2) 対応種別対応件数 ※太線枠内は行政処分 (単位: 件/令和5年度速報値)

合計	助 言 指 導	継 続 指 導	他 機 関 幹 旋	又 福 祉 事 務 所 送 知	指 導 児 童 福 祉 司	設 児 童 福 祉 施 所	里 親 委 託	送 家 庭 裁 判 所	障 害 児 施 設 等 の 利 用 契 約	そ の 他
1,149	975	70	32	0	40	20	3	0	0	9

3 一時保護の状況

(1) 一時保護の状況 (板橋区の児童を一時保護した総数)

(単位: 人/令和5年度速報値)

	学 齢 前	小 学 生	中 学 生	高 校 生	合 計
総 数	52	63	78	57	250
内 訳	板橋区一時保護所	57	64	39	183
	一時保護委託※	6	14	18	67

※ 一時保護委託は一時保護所以外に、乳児院や里親、病院等に一時保護の委託をするもの

(2) 一時保護所の入所状況 (一時保護所の新規入所児童数)

(単位: 人)

	乳 幼 児	学 齢 女 子	学 齢 男 子	合 計 (A)	(A)のうち 他自治体からの 一時保護委託
新規入所児童数	27	92	83	202	19

4 社会的養護について

(1) 施設入所・里親等委託児童数

相談・通告があった子どものうち、家庭での養育が困難、或いは不適當であると認めた場合等には、里親への委託や児童養護施設等への入所を行う。

(単位: 件)

総 数(令和6年3月末現在)		202
施 設 等 内 訳	乳児院	10
	児童養護施設	147
	児童自立支援施設	5
	児童心理治療施設	1
	障がい児入所施設	11
	自立援助ホーム	6
	里親(ファミリーホーム含む)	22

(2) 里親について

① 里親の認定・登録家庭状況 (単位: 家庭)

里親家庭登録数(令和6年3月末現在)		53
内 訳	養育家庭	28
	専門養育家庭	2
	親族里親	1
	養子縁組里親	22

※養子縁組里親のうち、4家庭は養育家庭と二重登録している

※専門養育家庭は、養育家庭として登録し、一定の養育経験や研修を経て登録するものであるため、養育家庭数にも計上している。

② 普及・啓発活動

フォスタリング機関と連携しながら普及啓発活動等を行い、里親制度の推進を図っている。

【令和5年度の主な活動】

活動名	実施日	概要
里親説明会	5月から2月まで毎月開催 (計10回) 参加者:計16家庭 (計29名)	5地区(板橋、常盤台、志村、赤塚、高島平)において、里親に関心のある区民向けに説明会を開催。里親制度についての説明や質疑応答を実施。
養育家庭体験発表会	10月28日 参加者:31名	現役の里親による、里親制度の紹介や体験発表を実施。
その他の活動	・本庁舎1階や赤塚庁舎でのパネル展示やチラシ配布、PR動画上映 ・里親PRビデオ作成 ・いたばし区民まつり、わくわくフェスタでPRブース出展 ・ダイバーシティフェア出展 ・区公式Twitter、Facebook等で記事発信、町内掲示板に周知用ポスター掲示 等	

5 要保護児童対策地域協議会について

(1) 開催実績

22の中学校区ごとにセンターにて実施している「集合型」の会議に加え、関係機関を訪問する「アウトリーチ(訪問型)」を実施し、3か月に1度、関係機関と情報共有や支援方針の共有を行う等の見守り体制の構築を図っている。

会議名		回数	開催月
代表者会議		2回	第1回:6月28日(水) 第2回:2月6日(火)
実務者会議	集合型	前期22回・後期22回 (中学校区ごとで実施)	前期 7月～9月 後期 1月～3月
	アウトリーチ型 (訪問型)	各関係機関へ訪問し情報共有 (370機関*)	前期 4月～6月 後期 10月～12月
個別ケース検討会議		84回	年間通じて実施

※区立小中学校、あいキッズ、区立・私立保育園、区立・私立幼稚園、児童館等

(2) アウトリーチ(関係機関訪問) 概要

板橋区独自の取組として、地域連携推進係の職員(要保護児童対策調整機関の調整担当者)が、学校・保育園などの関係機関(370機関)へ年2回訪問し、以下のような活動を行い、関係機関との連携による児童虐待等の予防、未然防止の取組を強化している。

- 各関係機関の支援対象児童について、直近の状況をヒアリングし情報共有を図る。
- 各関係機関に所属する気になる子ども・家庭の情報をヒアリングし、要支援児童の早期発見・早期対応に繋げる。
- 関係機関による児童虐待通告の流れ等を整理した「板橋区児童虐待防止対応ガイドライン」の周知・確認を図ることで、児童虐待等に気づくためのチェックポイント、初動対応の流れ、通告時のポイント等の共有を行う。

6 取組の成果

- 開設以前は、区・都が別組織として対応していたが、支援課・援助課・保護課の一体的運営により、児童虐待通告等の受付後、速やかな初期調査・安全確認、一時保護の迅速な決定、綿密な情報共有等が可能となり、通告受付後から一時保護までの時間が短縮され、子どもの安全・安心の速やかな確保とともに、子どもへの負担も大きく軽減された。
- 開設以前は、区・都いずれも急増する児童虐待対応に迫られていたものの、支援課・援助課の一体的運営により役割分担が明確となり、児童虐待等の介入が必要な対応は児童相談所機能を担う援助課が担当し、児童虐待に至る前の、養育困難家庭等への支援を支援課が多く担うことで、児童虐待等の未然防止・予防のための支援体制が強化された。
- 加えて、区独自の取組として、要保護児童対策地域協議会を活用し、各機関への積極的なアウトリーチを実施し、児童虐待や心配な子ども・家庭の早期発見・早期対応を図るなど、関係機関による見守り機能が着実に強化されている。
- 一時保護所では、小規模なユニットによる家庭的な環境の中で、子どもの意見を尊重し、信頼関係を構築しながら生活を支援しており、子どもが楽しく落ち着いて過ごせることで、子どもの心身の安定が図られている。

7 今後の取組の方向性

(1) 児童虐待等の未然防止、予防的取組

- 令和6年度より開始した「こども家庭センター」機能について、特定妊婦はもとより、養育困難家庭等に対し、児童虐待等の重篤な状態に陥らないよう、関係機関と連携して伴走的支援に取り組む。
- 児童虐待等の予防、未然防止を図るため、子育て世帯の育児負担軽減のための子育て支援サービスの拡充とともに、関係機関向けの研修やアウトリーチ先の拡大を通じて、区内関係機関における子育て支援の底上げ等に取り組む。

(2) 子どもの権利擁護、親子関係再構築に向けた取組

- 一時保護や措置等の際に、子どもの意見・意向を勘案し、子どもの最善の利益を考慮して支援を行うため、子どもの意見・意向表明や権利擁護に向けて必要な環境整備を行う。
- 子どもと親が相互のつながりを主体的に築いていけるよう、児童虐待をはじめとする養育上の問題や課題に直面している家庭の親子関係の修復や再構築に取り組む。

(3) 一時保護所の運営

- 令和6年4月施行の児童福祉法改正に伴い、一時保護所における設備及び運営について基準を定めることを契機とし、更に子どもの権利擁護が図られ、安全安心な環境で子どもの状況に応じた適切なケアを提供できる一時保護所をめざし、運営等における質の向上に取り組む。